

## 愛・ネットフォン接続装置レンタル規約

株式会社ちゅぴCOMふれあい

### 第1条(規約の適用)

1. 本契約は、当社が提供する愛・ネットフォンを利用することを目的としてIP電話接続装置のレンタルを受ける契約者に適用されるものとします。
2. 本規約に定めのない事項については、契約者が利用する愛・ネットフォンサービスに適用される「愛・ネットフォン利用規約」(以下「利用規約」といいます)が準用されるものとします。

### 第2条(契約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

### 第3条(IP電話接続装置のレンタル)

1. 当社は、愛・ネットフォンを利用する契約者にIP電話接続装置をレンタルいたします。
2. 契約者にレンタルするIP電話接続装置は、契約者が利用する愛・ネットフォンに応じて当社が選択・決定をするものとします。また、契約者にレンタルされるIP電話接続装置は、第9条の場合を除き、変更・取替えができないものとします。

### 第4条(レンタル契約の成立及び終了)

1. レンタル契約の申込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
2. レンタル契約は当社または当社が指定する者によってIP電話装置を引渡したときに成立するものとします。ただし利用規約に定める愛・ネットフォンの利用契約が成立しない場合は、レンタル契約は成立しないものとします。
3. レンタル契約の解約、解除等は利用規約に準じるものとします。
4. 契約者が契約者たる地位を喪失した場合には、本規約に基づくIP電話接続装置のレンタル契約は終了するものとします。
5. 本条2項但書、第5項の定め該当する場合は第10条の定めを準用するものとし、契約者は同条に従いIP電話接続装置を当社に返却するものとします。

### 第5条(レンタル料金等)

IP電話接続装置のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、契約者は毎月レンタル料金を支払うものとします。

### 第6条(料金の支払い義務)

1. 契約者は、前条に定めるレンタル料金、事項に定める延滞利息、第9条第1項但書及び第10条に定める費用その他本契約にも基づき利用料等(以下「レンタル料金等」といいます)の支払いを要します。
2. 契約者は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過してもなお支払がない場合には、遅延金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払って

頂きます。

#### 第7条 (IP電話接続装置の提供)

1. 当社の愛・ネットフォンサービスを受けるために必要なIP電話接続装置をレンタルする場合、当社が設置いたします。接続装置、電源コード、設定マニュアルは、契約解除の際に当社に返却していただきます。〔紛失された場合、各代金相当額をご請求させていただきます。〕
2. 当社が指定するIP電話接続装置のPSTNプラグへの回線接続、及び西日本電信電話株式会社等との契約は、愛・ネットフォン契約者の責任において行って頂きます。
3. 当社がレンタルするIP電話接続装置に西日本電信電話株式会社等の一般固定電話回線を接続する場合に、インターネット網の障害、停電等で装置に電源が供給されなくなった場合は110・119等のダイヤル検出時に、通話経路を西日本電信電話株式会社等の回線に自動的に切替える機能がありますが、ここでの接続が上手く行かない事があったとしても契約者はあらかじめ了解したものとみなします。
4. また、西日本電信電話株式会社等を利用しない契約者は、IP電話接続装置のPSTNプラグへの回線接続及び同事業者との契約は必要ありません。

#### 第8条 (契約の義務)

1. 契約者は、接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って維持、管理するものとし、契約が終了したときは当社へ返却するものとし、また、契約者は次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社が規約に基づき設置したIP電話接続装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他非常事態に際して保護する必要があるとき又はIP電話接続装置の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、そのIP電話接続装置に他の機械、付加物品などを取り付けないこと。
  - (4) 契約者は、IP電話装置を第三者に譲渡したり、質入れ、転貸その他処分を行わないこと。
  - (5) 契約者はIP電話接続装置の著しい汚損(シール貼付、削切、着色等)、契約外の不正使用を行わないこと。
  - (6) 契約者はIP電話接続装置を本来の目的以外での利用は行わないこと。
2. 契約者は、前項の規定に違反してIP電話接続装置を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他工事等に必要な費用を支払うものとし、

#### 第9条 (故障など)

1. 契約者にレンタルされたIP電話接続装置が正常な使用状態で故障、破損又は滅失等(以下「故障等」といいます)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該IP電話接続装置を正常なIP電話接続装置と取り替えます。ただし、IP接続装置の故障等が契約者の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、又は取換え等に必要な措置に要した費用は、契約者が負担するものとし、
2. IP電話接続装置の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること

外一切責任を負わないものとします。

3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、又は異常電圧などの外部的な要因その他不可抗力によるIP電話接続装置の故障、接続又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

#### 第10条(レンタル契約終了に伴う返却)

本契約に基づくIP電話接続のレンタル契約が終了した場合、契約者は、IP電話接続装置を当社に返却するものとします。但し、返却が完了するまでの間にIP電話接続装置に故障等が発生した場合、当該IP電話接続装置の修理費用等は契約者の負担とします。

#### 第11条(譲渡等)

1. 契約者、本規約に基づく権利又は義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき契約者に対して有する権利を金融機関その他第三者に対して譲渡又は信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。
3. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### 附則

(実施期日)

この規約は、平成16年4月1日より実施します。

(実施期日)

この改定規約は、平成29年1月1日より実施します。